令和５年度
安全報告書

匠航空株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6及び同法に基づく航空法施行規則 第221条の5及び第221条の6に基づいて作成したものです。

（令和７年５月２０日、修正）

1　輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

(1)　基本理念

匠航空は、航空事業を通して心豊かな社会作りに貢献します。

ア　航空事業の社会的責任を自覚する。(安全運航)

イ　法令厳守の組織体制を構築する。

ウ　お客様のニーズに答えられる体制を確立する。

(2)　基本方針

ア　航空事業会社としての骨格を形成し、組織としての体制を確立させる。

イ　安全運航を最優先に社内教育を行ない、安全意識の徹底を図る。

ウ　航空従事者の資質の向上を図るとともに、健康管理、環境整備を整える。

(3)　安全管理体制

ア　安全管理規程、運航規程、整備規程及び社内規程に基づき業務処理を行う。

イ　社内組織図、緊急指揮及び命令系統で遺漏のない体制を構築する。

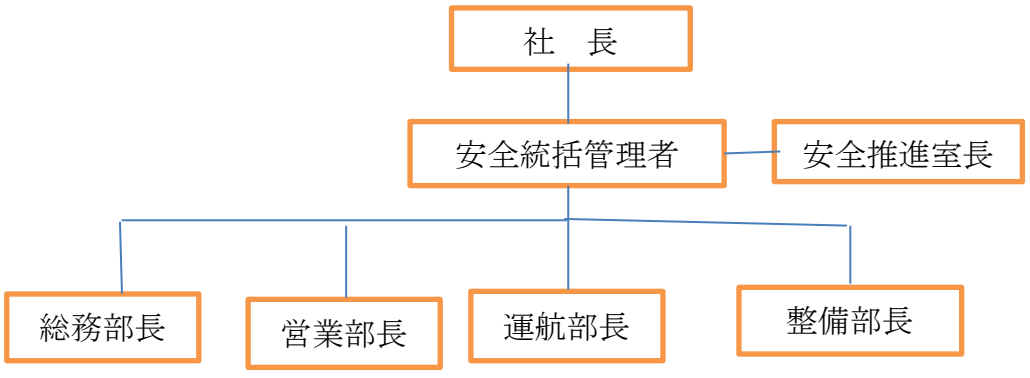
(4)　安全管理の手段

社内各部署で確実な安全確認を行ない、不安全要素が生じた場合、各部署で速やか に安全推進会議を招集し、統一した意志の基で解決し、安全体制を確立する。 また、安全管理規程に基づき、社内安全監査を実施し、安全管理の強化に努める。

2　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1)　安全確保に関する組織及び人員に関する情報

会社及び安全組織の体制(令和６年３月３１日現在)



(2)　各組織の機能と役割

ア　代表取締役

代表取締役自らが安全に係る全ての活動及び事象において全責任を負う。

イ 安全推進室

代表取締役直轄機関として、匠航空の安全運航を推進する組織であり、安全推進室長のもと、運航、整備、総務及び営業部門と直接結び付き、 安全確保のため総合的な体制確立を図るとともに、各部門の意思疎通と安全意識の高揚を図ります。

ウ 各部署及び従業員は、安全運航及び航空業務に徹し、不安全事項に対する提言及び対応策について検討し、安全運航体制の確立に努めております。

(3) 各組織の人員数(令和６年３月３１日現在)

ア 安全推進室　　１　名

イ 総務部　　５　名

エ 営業部　　１　名

ウ 整備部　　１０　名

エ 運航部　　２３　名

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数

ア 操縦士　　２１ 名

イ 整備員　　１０ 名

(5) 運航管理担当者及び有資格整備士数

ア 運航管理担当者 １３名

イ 有資格整備士　　６名

(6) 日常運航の支援体制

ア 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容「運航規程審査要領(空航第58号)」、「整備規程審査要領(空機第58号)」

及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（空機第68号及び69号)」により定められております。これらの規程については、国土交通省航空局のホームページをご覧下さい。

イ 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバックの体制

各部門間の安全に関する情報及び調整は、その都度実施し全社員への周知徹底 を図っております。

ウ 安全に関する社内啓発活動等の取組み

- 安全推進会議の実施
- 安全教育の実施
- 安全に関する情報の確実な伝達と周知徹底

(7) 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入時期	平均機令
ロビンソン式R44型	8	4	３００	２００８	１２
エアバス式A350型	1	7	２００	２０１９	9

(令和６年３月３１日現在)

3　航空法第111条の4に基づく報告関係

令和５年度は、重大インシデントが１件発生しました。

（１）　概要

令和５年6月20日、JA01CGで岡南飛行場にて、自家用操縦士免許取得のための操縦練習生が、ファーストソロに出るため、タクシーを開始した。

インフォメーションは「hold short off rwy」であったが「line―up and wait」と勘違いして、T-3から、セスナ機が進入しようとしていた滑走路に進入した。

（２）対応状況

タクシー中及び飛行中、インフォメーションからの情報が不確実な場合は、必ずコンファームして、再確認することを再徹底した。

4　安全を確保するために講じた措置及び講じようとする事項に関する事項

(航空法施行規則第221条の6第4号)

（１） 国ら受けた事業改善命令、厳重注意その他文書による行政処分又は行政指導に対する意識

令和５年７月２６日（水）及び２７日（木）に大阪航空局の安全監査を受検致しました。

処分等は、ありませんでした。

（２） 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況

常に安全を最優先に考え、社員一丸となって、お客様の最大の安全と安心を提供できるように努力してきました。今後も同様に普段の努力を継続して安全を確保してまいります。令和５年度の安全実績及び取組みの状況は次のとおりです。

ア 令和５年度の実績

３項のとおり。

イ 航空安全を確保するための安全管理システムの再構築図るため、次の事項を実施しております。

（ア）安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施。

（イ）安全管理体制の適切な整備。

（ウ）運航体制の抜本的な見直し。

(3) 令和６年度安全指標及び安全目標値、そして安全達成度の管理・監視方法

安全指標（目標値）

ア　航空事故発生件数（０件）

安全達成度の管理・監視方法：安全推進会議等において、安全情報を基に、ハザードの特定、そのリスクの分析、そして是正措置を図っていく。

イ　重大インシデント発生件数（０件）

安全達成度の管理・監視方法：安全推進会議等において、安全情報を基に、ハザードの特定、そのリスクの分析、そして是正措置を図っていく。

ウ　安全教育の実施（１２回以上）

安全推進会議等を毎月実施して、その機会を活用して、コンプライアンス教育、飲酒に関する教育を中心に安全教育を実施していく。